



® 平成 30 年 8 月 30 日 (木)

No. 14763 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

－第12回－ ベトナム (下) (1)

アセアン諸国の知的財産制度

－第12回－ ベトナム (下)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、ベトナムの知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を中心に解説する。

2. 商標制度 (知的財産法)

ベトナムでは、商標の保護について、知的財産法

に規定されている。ベトナムの知的財産法は、2018年1月15日に改正法が施行され、現在に至っている。ここでは、この改正法に基づいて、ベトナムの商標制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、ベトナムの知的財産法の条文を示す。)

(1) 保護対象

商標とは、「異なる組織又は個人の商品又は役

YAMAKAWA
山川国際特許事務所

所長・弁理士 山 川 茂 樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階

TEL: (03) 3580-0961 (代表) FAX: (03) 3581-5754

E-mail: yamakawaipo@mtc.biglobe.ne.jp URL: <http://yamakawa-ipo.jp/>

務を識別するために使用される標識」として規定されている (4条 (16))。また、商標は、次の条件を満たすことが必要である (72条)。

① 1又は複数の色彩により表現された文字、単語、絵柄、図形 (立体図形を含む) 又はそれらの組合せを含み、形態により目に見える標章であること

② 標章所有者の商品又は役務を他人のそれらから識別できること

なお、「団体商標」、「証明商標」、「連合商標」、「周知商標」は、いずれも、ベトナムにおいて保護されている。

「団体商標」とは、「当該商標所有者である組織の構成員の商品又は役務を非構成員のそれらと識別するために使用される商標」である (4条 (17))。

「証明商標」とは、「出所、素材、原材料及び商品生産の方法又は役務提供の方法、当該商品又は役務の品質、正確度、安全性又はその他の特質に関係する特質を証明するために、組織、個人が自らの商品又は役務に使用することをその所有者により許諾された商標」である (4条 (18))。

「連合商標」とは、「同一所有者により登録される標章であって、同一か又は相互に類似し、同一若しくは類似の又は相互関連の商品及び役務に使用される商標」である (4条 (19))。

「周知商標」とは、「ベトナムの領土全域にわたって広く知られた商標」である (4条 (20))。

<解説>

日本では、現在、「色彩」、「音」、「位置」、「動き」、「ホログラム」の商標についても保護対象とされているが (日本国商標法2条1項)、ベトナムでは、保護対象とされていない。また、ベトナムでは、証明商標が保護対象とされているが、日本には、証明商標制度は導入されていない。

(2) 登録要件 (識別性など)

商標登録を受けるためには、識別性が必要であり、次のように規定されている (74条)。

(1) 標章は、1若しくは複数の目立ち易く、かつ、記憶し易い要素、又は目立ち易く、かつ、記憶し易い組合せを形成する多数の要素から構成され、また (2) に規定する標識でないときは、識別性があるとみなす。

(2) 標章は、次の1に該当するときは、識別性

があるとはみなさない。

① 広く使用されて標章として認められている標識を除き、簡単な図案及び幾何学的図形、数字、文字、稀な言語の語

② 標識、符合、絵柄、又は商品若しくは役務の何れかの言語による一般名称であって、広くかつ頻繁に使用され、一般的に知られているもの

③ 標章登録出願前に使用を通じて識別性を得ている標識を除き、商品又は役務の説明である生産の時期、場所、方法、種類、数量、品質、特性、組成、用途、価格又は他の特質を表示する標識

④ 事業の法的地位及び活動分野を説明する標識

⑤ 広く使用されて標章として認められた標識及び団体標章又は証明標章として登録された標識を除き、商品又は役務の原産地を表示する標識

⑥ 組み込まれた標識でない標識であって、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく出願を含み、先の出願日又は該当する場合は先の優先日を有する登録出願を根拠とする、同一又は類似の商品又は役務に係る登録標章と同一又は混同を生じる程に類似のもの

⑦ 他人の標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、出願日又は場合により優先日前に同一又は類似の商品／役務に関し広く使用され、かつ、認められているもの

⑧ 同一又は類似の商品又は役務に関して既に登録済みであった他人の標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、その他人の標章登録証が5年以内に終了しているもの。ただし、当該終了の理由が標章の不使用である場合を除く。

⑨ 周知標章と認められた他人の登録標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、その周知標章を付した商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について登録されているもの、又は当該標章の使用が周知標章の識別性を害することがあり、若しくは当該標章の登録が周知標章の営業権の利用を目的とするものであるときは、非類似の商品／役務に